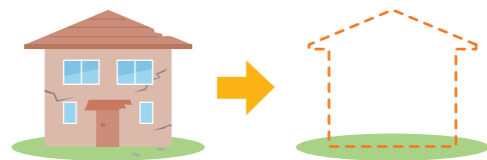


固定資産税・都市計画税の減免が受けられます

(ア) 取壊して更地にした場合



土地に対する固定資産税・都市計画税について5年間、8割の減免が受けられます

更地が継続して適正に管理されていることが要件であるため、毎年の手続きを行う必要があります。(申請は毎年6月30日まで)

- 適正に管理されていると認められない場合の例
- ごみが投棄されている
 - 雑草が繁茂している
 - 駐車場や自動販売機などの収益事業に使われている等

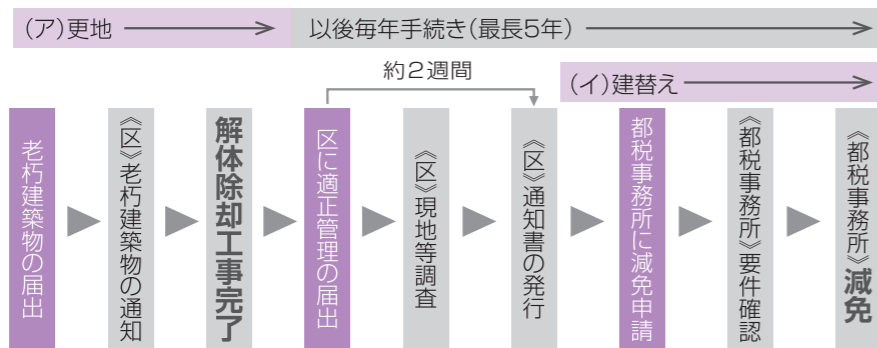
(イ) 住宅に建替えた場合



家屋に対する固定資産税・都市計画税について5年間、10割の減免が受けられます

取壊した家屋と新築住宅の所有者が同一であること、居住部分が1/2以上であることなどの条件があります。(申請は新築した年の翌々年の2月末日まで)

手続きの流れ



(ア) 更地と(イ) 建替えて手続きが異なります。

(ア) 更地については毎年、区と都税事務所への申請が必要になります。

詳細は、品川都税事務所固定資産税班へお問い合わせください。

お問い合わせ

03-3774-6677

Q&A

よくあるご質問

Q01 すでに新築の請負契約を締結しましたが、助成の対象になりますか？

A 01 支援制度4については確認済証発行から着工までの期間内に、助成申請していれば対象となります。支援制度1については解体工事の契約前、3については引越し前に、助成申請・確認通知まで完了していれば対象となります。詳しくは支援制度のページをご覧ください。

Q02 登記簿上の延べ床面積は50㎡ですが、固定資産課税台帳の面積は80㎡(増築後)となっています。今回の制度の基礎になる面積はどちらになりますか？

A 02 80㎡です。

Q03 1階店舗100㎡、2階住居80㎡ですが解体除却の助成は受けられますか？

A 03 建築物の使いみちは問いません。2ページの条件により助成は受けられます。

Q04 現在アパートに住んでいますが、引越しかかる費用の助成は受けられますか？

A 04 要件に適合すれば、借家人の方も助成が受けられます。詳しくはお問い合わせ下さい。

Q05 支援制度3は、どのような費用が助成の対象になりますか？

A 05 引越し業者へ支払う費用またはレンタカー代・転居先への礼金・仲介手数料・家賃(老朽建物所有者に限る)などが対象になります。

Q06 現在、特区外に居住しており、特区内の老朽建物を購入し建替え予定です。住替え支援の助成は受けられますか？

A 06 受けられません。住替え支援の助成を受けられるのは除却支援を受ける建築物の使用者・居住者に限ります。

Q07 引越しに伴い、荷物を一時的に引越し業者に預かってもらう際に発生する保管料は対象となりますか？

A 07 引越し業者に支払う費用であれば対象になります。

Q08 支援制度3の「家賃」には駐車場料金も含まれますか？

A 08 今回の老朽建物を解体するにあたり、新たに駐車場を賃借するのであれば、助成対象となります。ただし、解体前から月極駐車場等を使用していた場合は、対象となりません。

Q09 賃料とは別の「管理費」は助成の対象になりますか？

A 09 対象になりません。

Q10 「火災保険料」や「家財保険料」は助成の対象になりますか？

A 10 対象になりません。

Q11 「鍵交換費用」は助成の対象になりますか？

A 11 対象になりません。

Q12 国の補助制度である「住宅ストック循環支援事業(エコ住宅への建替え等)」と併用できますか？

A 12 不燃化特区支援制度は併用できます。(耐震化支援事業については併用できません。)